



# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(R3.5内閣府)

▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## ○避難勧告・避難指示の一本化等

・避難勧告で避難すべきであることが理解されていないこと、避難勧告と避難指示の違いが理解されておらず、避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」の人が依然として多いこと、市町村長に対し実施したアンケート結果等を踏まえ、**避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化**。

・浸水想定区域内のマンション低層階や平屋に居住する者等の「必要と認める居住者等」が発令することができるよう、上層階の居住者等に対し必ずしも立退きを指示しないことが可能となるよう**避難指示の対象を「必要と認める地域の必要と認める居住者等」と**することとした。

・避難勧告と避難指示の一本化に併せ、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、高所への移動等、**緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)を指示できるように法改正**。

・、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう**必要な情報の提供その他の必要な配慮を実施**。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

【注】アンケート  
避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>  
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府撮影)

###### 2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>  
避難行動要支援者(高齢者、障害者等)に対し、避難支援を行う際や避難先等の情報を記載した計画(※)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

<対応>  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

##### ②災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部員とする特定災害対策本部の設置(※)
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月開催時の非常災害対策本部

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

##### 内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

○広域避難に関する取組の推進  
広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日 施行期日：令和3年5月20日

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(R3.5内閣府)

▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## ○個別避難計画の作成

・避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、**当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成**について、地方公共団体の取組を一層促進する必要があることから、その作成を市町村の**努力義務**とするとともに、個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例並びに個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)及び今国会に提出されている「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」による改正後の個人情報保護法との関係を整理の上、規定を設けることとした。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

【注】アンケート  
避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>  
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府撮影)

###### 2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>  
避難行動要支援者(高齢者、障害者等)に対し、避難支援を行う際や避難先等の情報を記載した計画(※)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

<対応>  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

##### ②災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部員とする特定災害対策本部の設置(※)
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月開催時の非常災害対策本部

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

##### 内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

○広域避難に関する取組の推進  
広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日 施行期日：令和3年5月20日

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(R3.5内閣府)

▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

○災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

・災害発生前から国の災害対策本部を設置できることとした。

・広域避難等の円滑な実施を確保するため、**広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定を整備**することとし、また、市町村長や都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけれない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障が生じないよう、**都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定**を設けた。

・現行の災害対策基本法において、災害が発生した場合において適用できるとされている、市町村間及び市町村と都道府県間、都道府県間、これらの応援の円滑な実施のための国による調整並びに都道府県と指定行政機関等間の**応援規定**について、**災害が発生するおそれがある段階においても適用可能**とした。

・国及び地方公共団体が、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、実施に努めなければならない事項として**広域避難の協定の締結に関する事項**を追加。

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（注）  
避難勧告で避難する世帯割合：26.4%  
避難指示で避難する世帯割合：40.0%

<対応>  
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府撮影）

##### 2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>  
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

（注）  
（世帯の総数に対する）避難行動要支援者の割合（65歳以上）  
令和2年7月調査：約99%  
令和2年7月調査：約99%

<対応>  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、**市町村に作成を努力義務化**し、



避難行動要支援者が防災訓練で避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要な市町村間の協議を可能とするため

2) 災害対策の実施体制の強化  
1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更  
2) 防災担当大臣を本部員とする特定災害対策本部の設置（※）  
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置  
3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

2. 内閣府設置法の一部改正  
内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正  
非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

## 目標・効果

○広域避難に関する取組の推進  
広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日 施行期日：令和3年5月20日

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(R3.5内閣府)

▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

○災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

・地方公共団体における地域防災計画の作成に当たっても、**災害が発生するおそれがある段階での円滑な受援又は応援についても配慮**することとした。

・改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階での応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、**災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする災害予防の事項として、災害が発生するおそれがある場合の相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追加**することとした

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（注）  
避難勧告で避難する世帯割合：26.4%  
避難指示で避難する世帯割合：40.0%

<対応>  
避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府撮影）

##### 2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>  
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

（注）  
（世帯の総数に対する）避難行動要支援者の割合（65歳以上）  
令和2年7月調査：約99%  
令和2年7月調査：約99%

<対応>  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、**市町村に作成を努力義務化**し、



避難行動要支援者が防災訓練で避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要な市町村間の協議を可能とするため

2) 災害対策の実施体制の強化  
1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更  
2) 防災担当大臣を本部員とする特定災害対策本部の設置（※）  
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置  
3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

2. 内閣府設置法の一部改正  
内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正  
非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用  
国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

## 目標・効果

○広域避難に関する取組の推進  
広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日 施行期日：令和3年5月20日

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(R3.5内閣府)

▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## ○非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更及び特定災害対策本部の新設

・非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更し、**迅速性**や**高度な判断・調整が求められる災害応急対策**について、その実施体制を強化。

・、非常災害に至らない規模の災害であっても人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため**特別の必要がある特定災害**については、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置できることとしたものである。**

## ○内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

・政府の防災体制の強化に向け、災害発生時のみならず、防災基本計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議等、平常時における防災対策の立案についても、大規模災害発生時の初動時の知見を持つ内閣危機管理監の知見を踏まえたものとするため、法に規定する中央防災会議の委員として、新たに内閣危機管理監を加える。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（注）  
避難勧告で避難する世帯割合：26.4%  
避難指示で避難する世帯割合：40.0%

###### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府撮影）

###### 2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>  
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化し、



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

##### ②災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

#### 2. 災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）  
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加  
令和2年7月発出時の非常災害対策本部



非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

#### ○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(R3.5内閣府)

▶ 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## ○防災担当大臣の必置化

・頻発化する大規模災害に適切に対応し、国民の安全の確保に政府一体として取り組むため、防災分野を掌理する特命担当大臣について、内閣府設置法上必置とした。

## ○災害救助法の一部改正関係

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した場合において、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、当該本部の所管区域とされた市町村（以下「本部所管区域市町村」という。）の区域内において、災害救助法を適用することを可能とし、当該都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対しても救助を行うことができることとする。これらの救助について国庫負担の対象とする。

また、災害発生のおそれがある段階における救助と、発生するおそれがある段階における救助について、適用の関係を明確にするとの観点から、救助法を適用する場合における都道府県知事等による公示に関する規定についても整備。

なお、災害が発生するおそれがある段階での救助を救助法上に追加することに併せ、救助法の目的規定や都道府県知事による連絡調整規定、事務処理の特例、繰替支弁規定等についても改正。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>  
本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（注）  
避難勧告で避難する世帯割合：26.4%  
避難指示で避難する世帯割合：40.0%

###### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府撮影）

###### 2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>  
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化し、



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

##### ②災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等  
災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

#### 2. 災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）  
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加  
令和2年7月発出時の非常災害対策本部



非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

#### ○広域避難に関する取組の推進

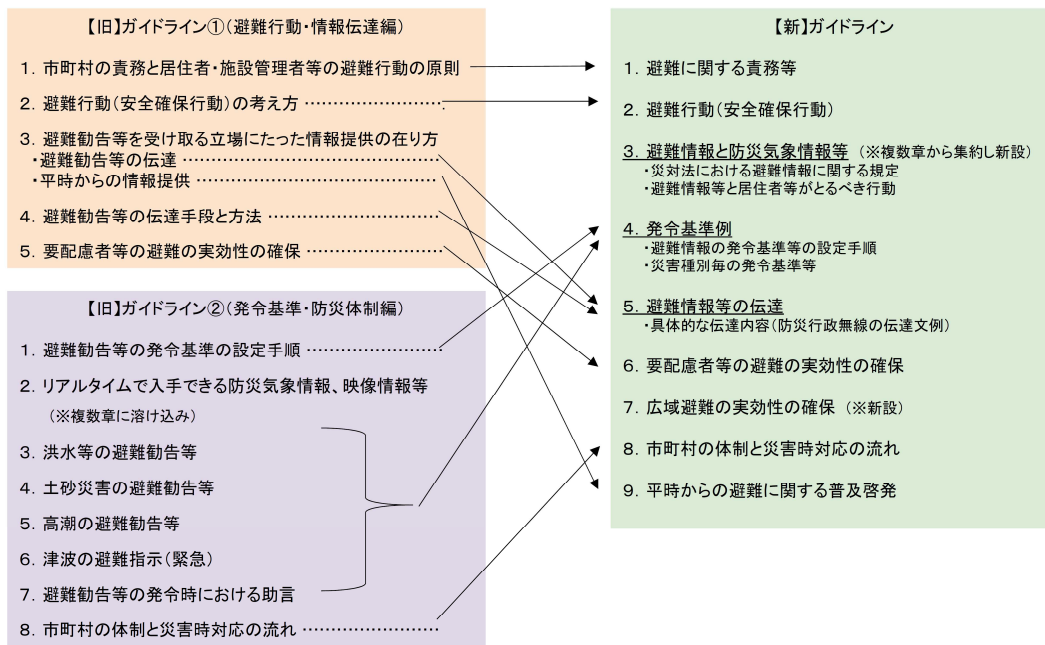
広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

# 避難情報に関するガイドラインの改定(R3.5内閣府)

- 災害対策基本法等の一部の法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」して改定。
- 避難のタイミングをレベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化(現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する)
- 明確にするため、警戒「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が避難先・避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化。



## 警戒レベルを用いた防災情報の発信

- 令和元年台風第19号では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった。
- これを踏まえ、**住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報の5段階警戒レベルの名称見直しを行い、提供することにより**、住民の避難行動等を支援する。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

- ・警戒レベル4避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことを可能とする規定とし、屋内で安全確保することも促すことができるようにする
- ・警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかける





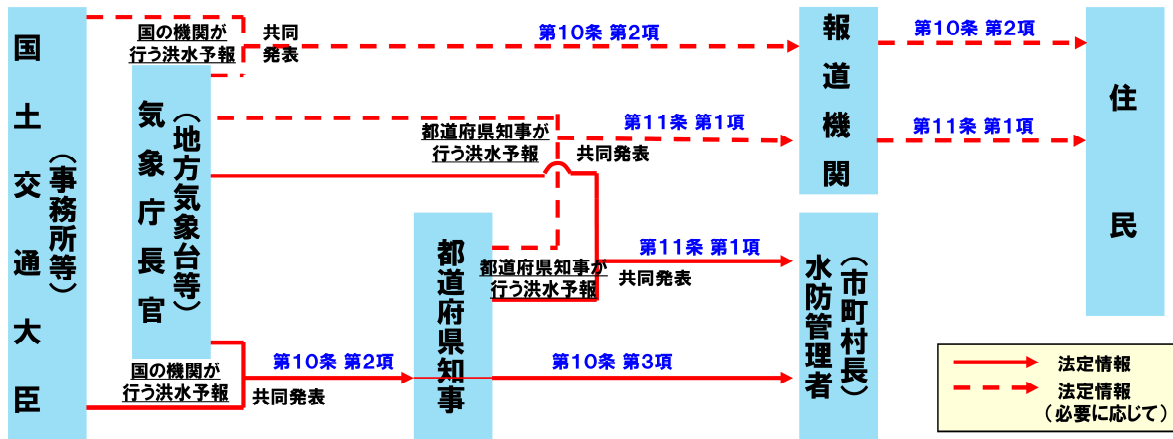
# 発令される予警報

## (国の機関が行う洪水予報)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)

## (都道府県知事が行う洪水予報)

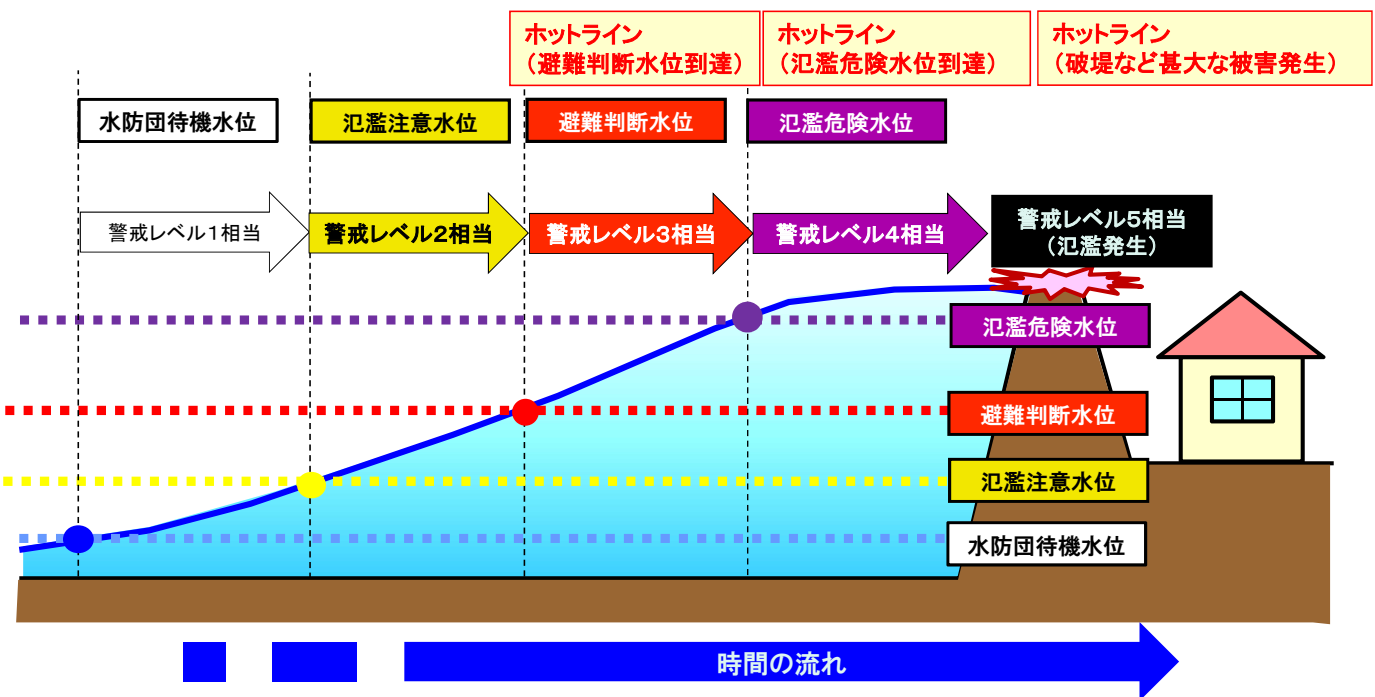
- 第11条 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。(一部省略)



水位の状況、洪水予報発令状況については「川の防災情報」から閲覧が可能です。  
URL <https://www.river.go.jp/index>

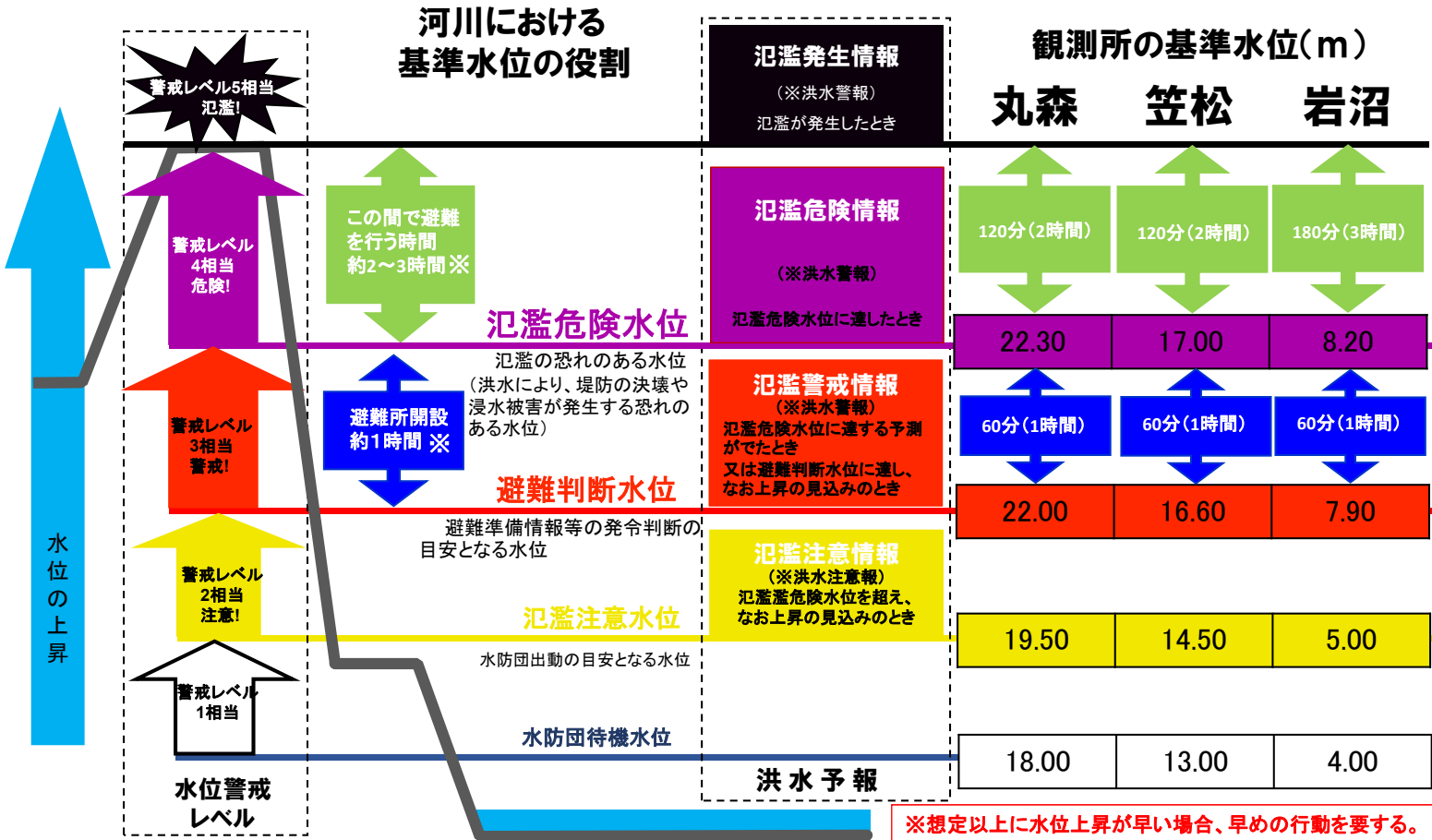
# 洪水予報の基準となる河川水位

- ・**氾濫危険水位** : 市町村長の避難指示の発令判断の目安 (LEVEL 4)  
住民の避難判断、災害の恐れが高い水位
- ・**避難判断水位** : 市町村長の高齢者等避難開始の発令判断の目安 (LEVEL 3)  
災害時要配慮者の早期避難、住民の氾濫に関する情報の注意喚起
- ・**氾濫注意水位** : 水防団の出動の目安となる水位。(LEVEL 2)
- ・**水防団待機水位** : 水防団が水防活動の準備を始める水位。(LEVEL 1)

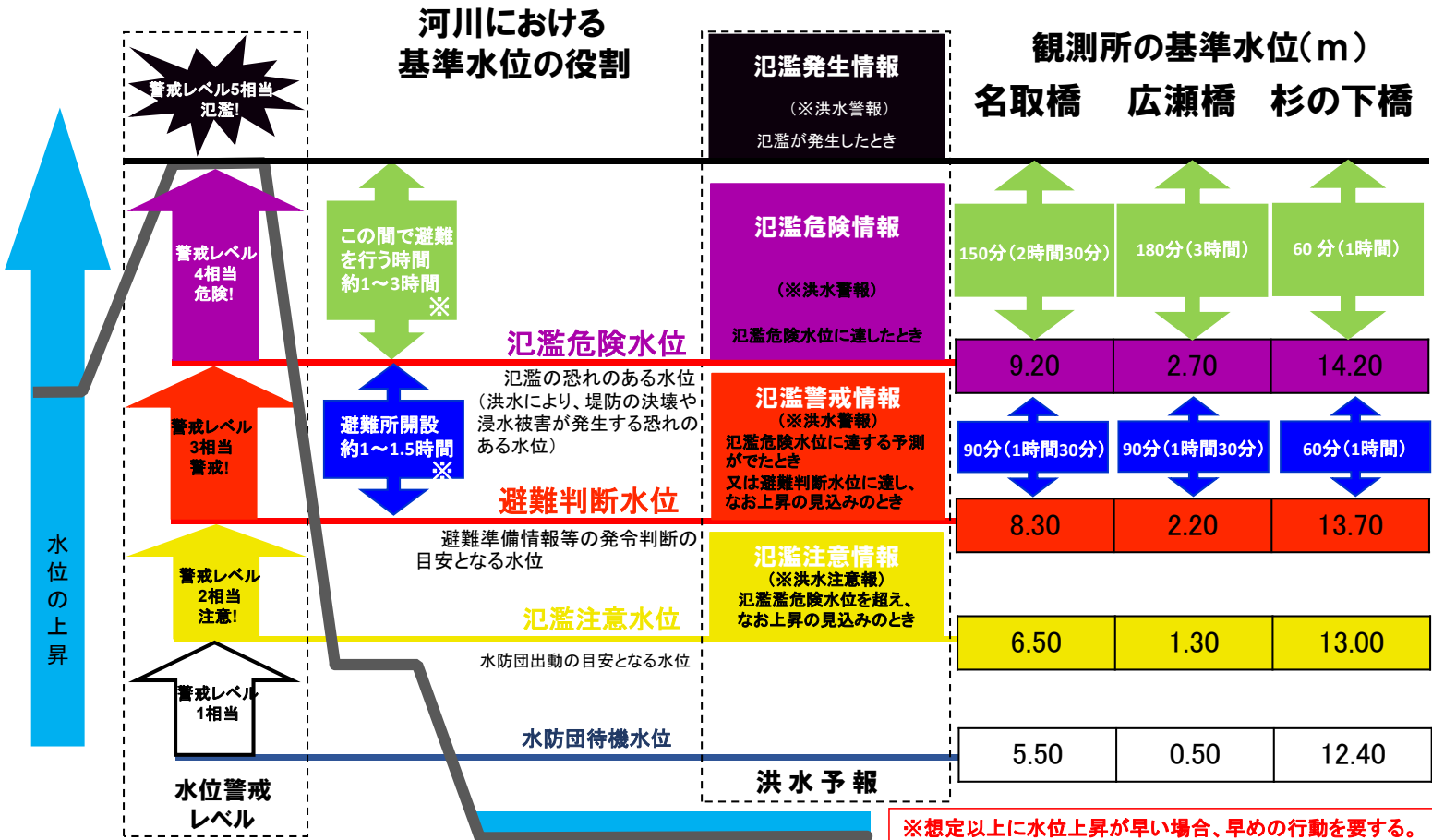




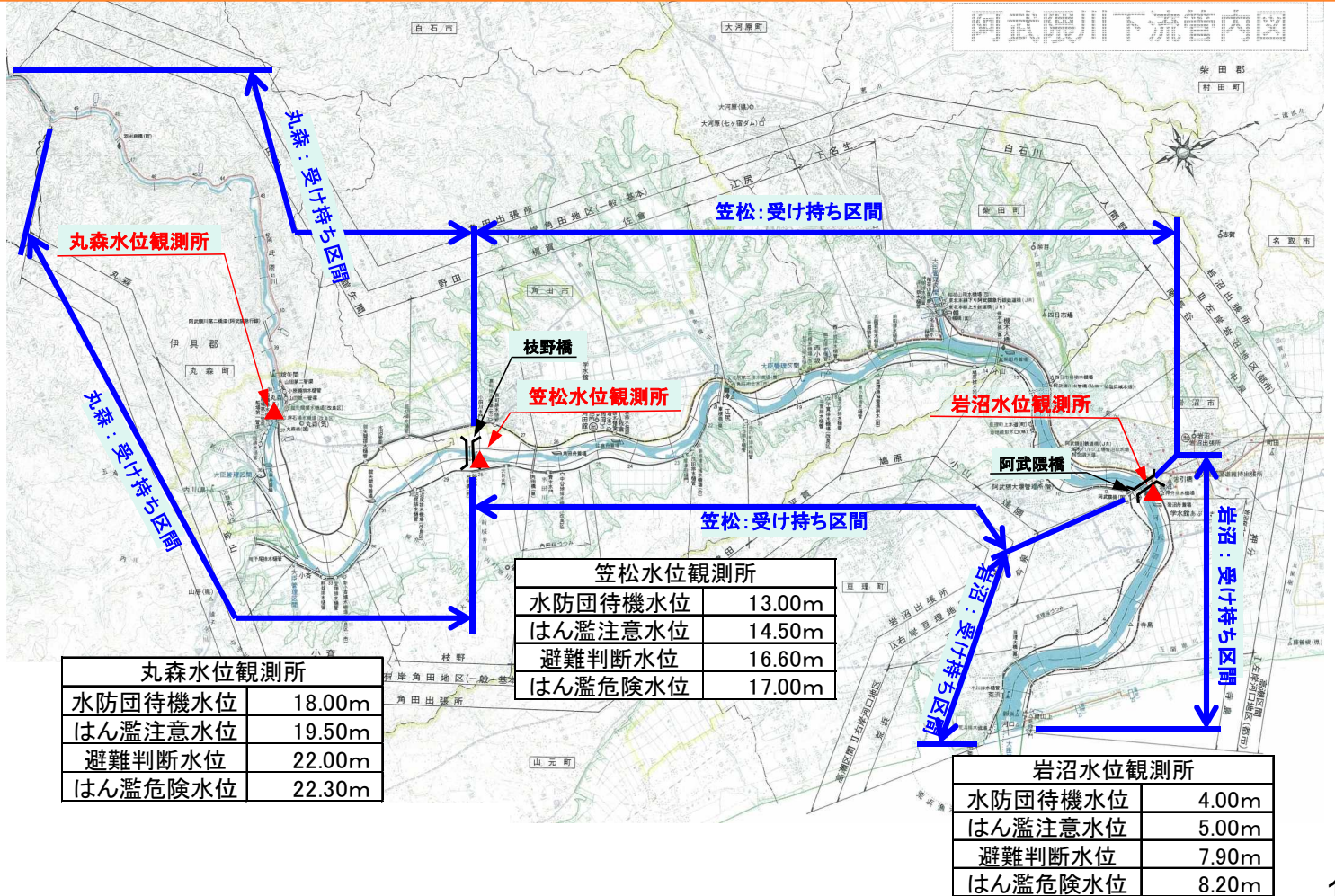
# 阿武隈川の基準水位



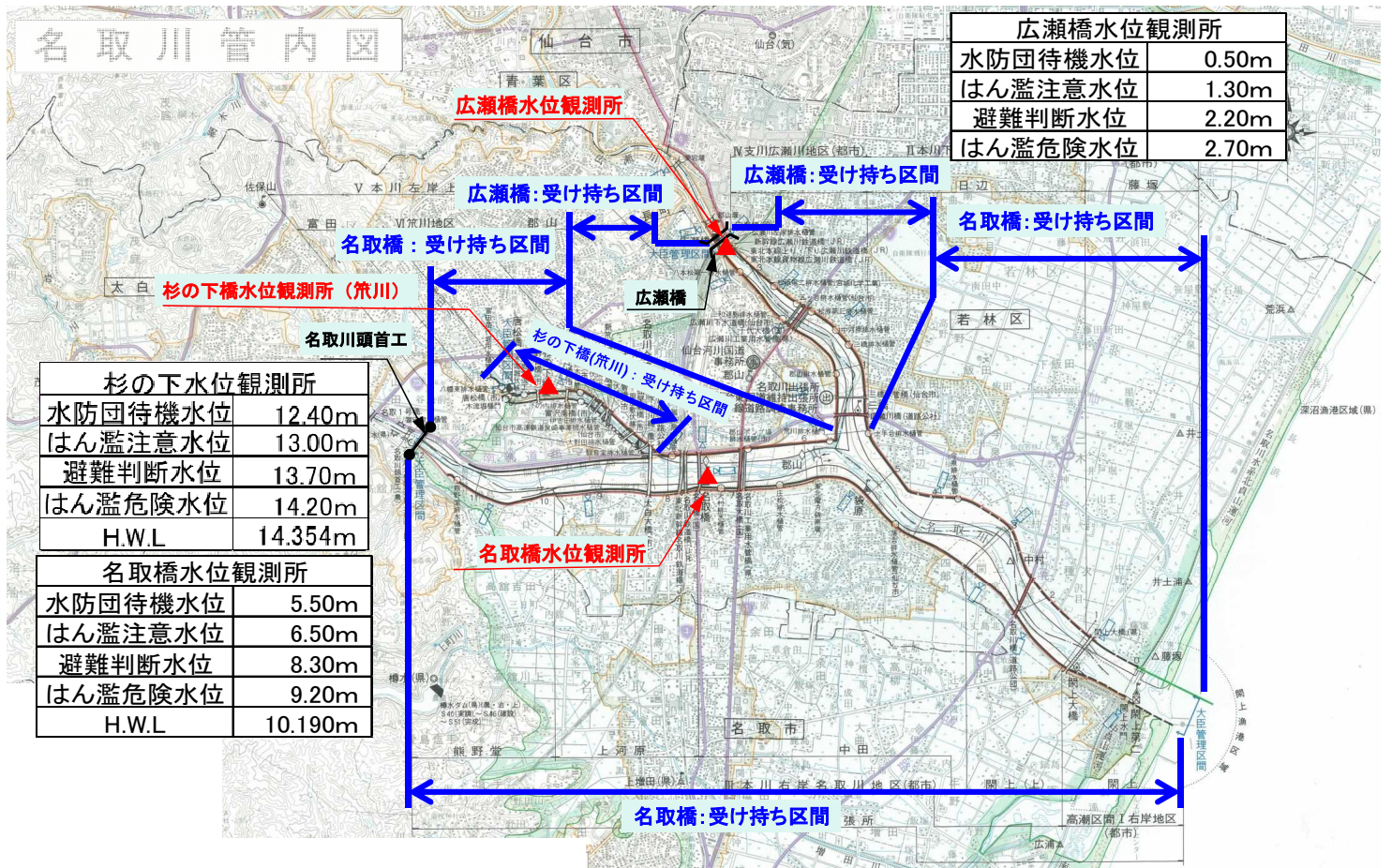
# 名取川の基準水位



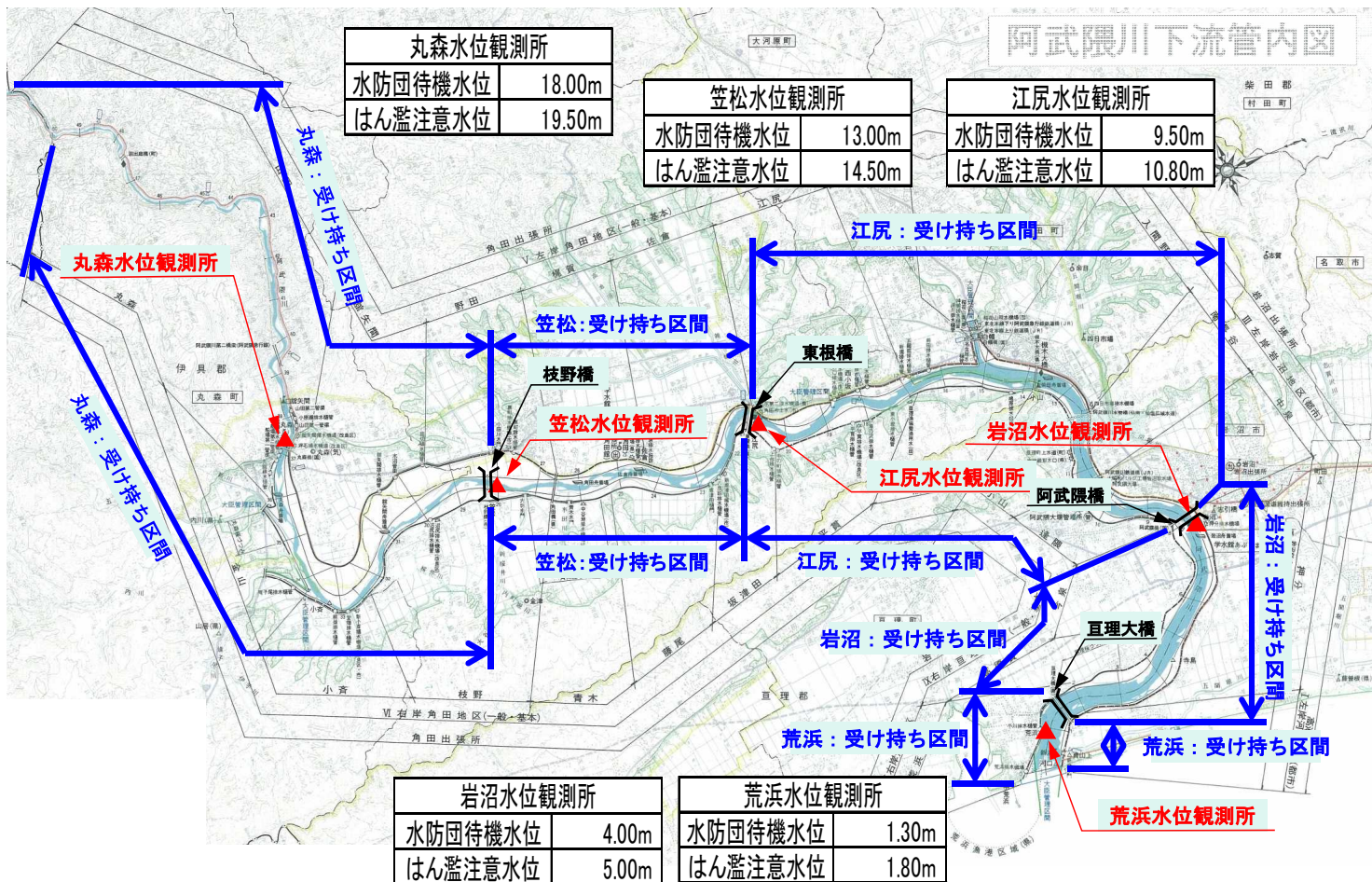
# 洪水予報: 基準観測所とその受け持ち区間①(阿武隈川)



# 洪水予報及び水位周知: 基準観測所とその受け持ち区間②(名取川)

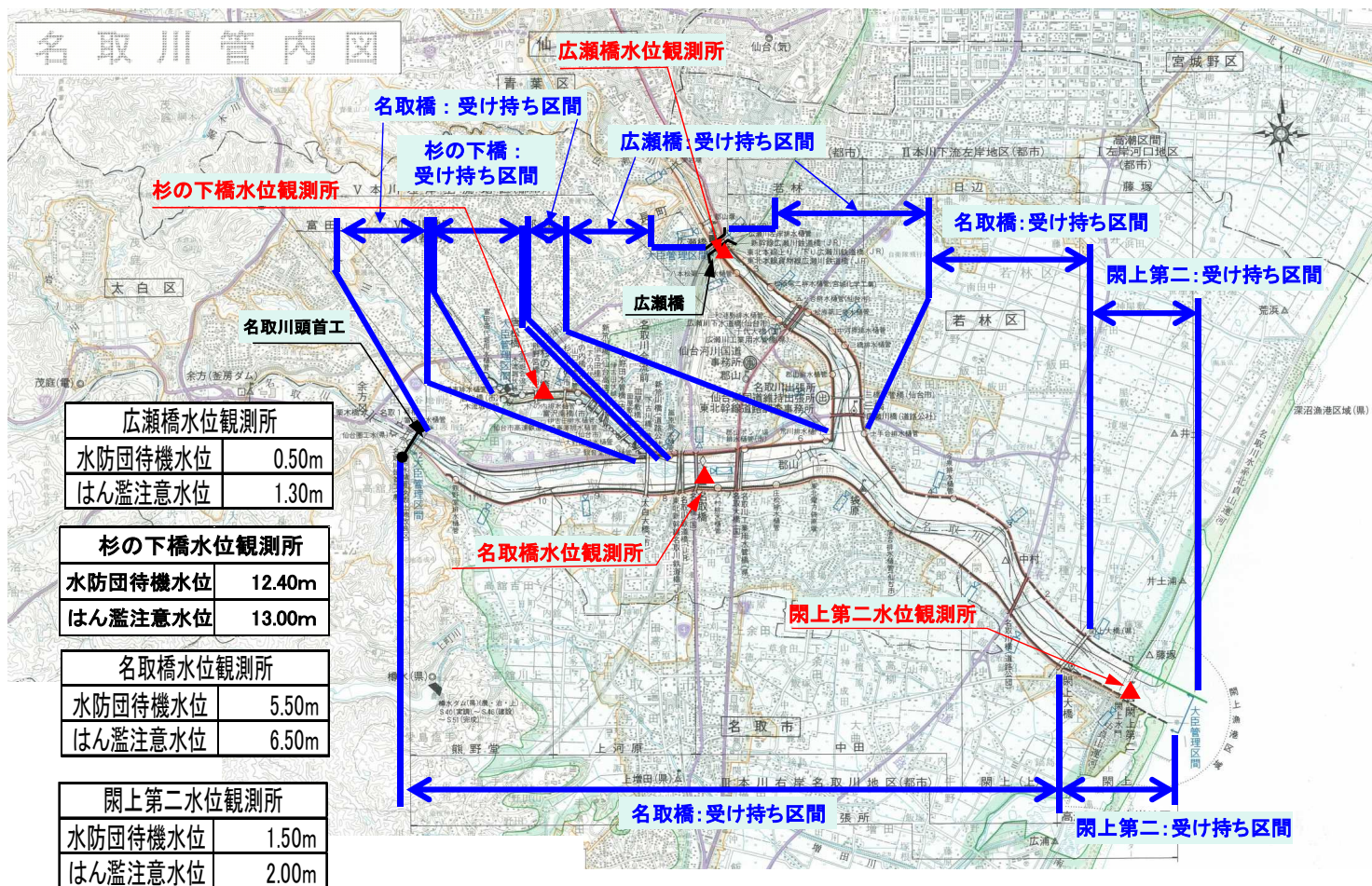


# 水防警報：基準観測所とその受け持ち区間①(阿武隈川)



21

# 水防警報：基準観測所とその受け持ち区間②(名取川)



22

# ホットラインの実施について

ホットラインの実施により、地域の防災業務を支援します。

- ・いち早い情報提供による判断の迅速化
- ・速やかな災害対策(人材・災害対策資機材)の実施

大規模災害の発生時には、避難指示等の発令にあたって、通常の伝達手法では支障が生じる恐れがあります。

このように、**特に緊急を要すると判断される情報**については、伝達の迅速化のため、ホットラインによる情報伝達が必要です。

**堤防決壊を水防団が発見した場合**には速やかに**河川管理者**との**情報共有**願います。

## ○ ホットラインの使用が考えられるケース

### 1. 首長 ← 仙台河川国道事務所長

- ・避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合
- ・破堤など重大な災害が発生
- ・異常な浸透(漏水等)・浸食による変状が発見された場合

### 2. 首長 → 仙台河川国道事務所長

- ・避難指示を発令した場合

### 3. 首長 ↔ 仙台河川国道事務所長

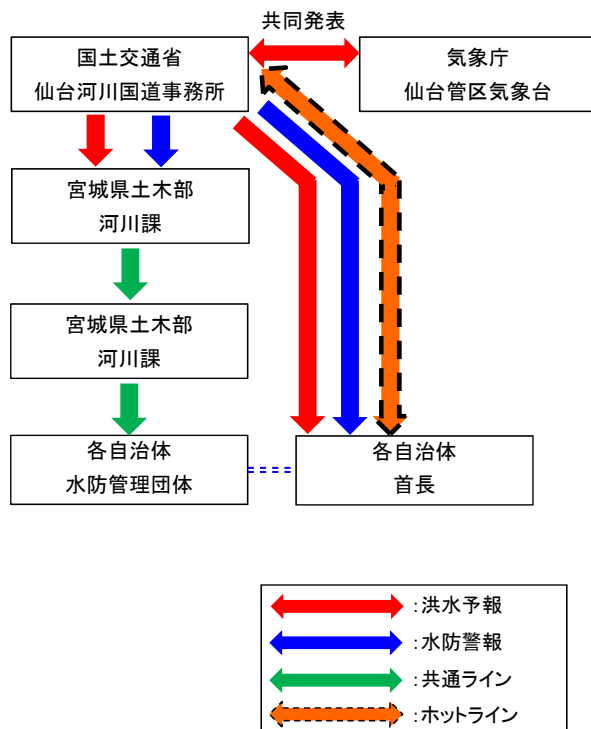
- ・大規模災害が発生し広域的な応援が必要な場合

-リエゾン

-TEC-FORCE

-災害対策車・対策機材等

## 洪水予報・水防警報の伝達系統



23

# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、緊急速報メールを活用した洪水情報<sup>※1</sup>のプッシュ型配信<sup>※2</sup>を取り組んでいます。

平成30年5月1日から、配信対象エリアを国管理河川109水系市町村に拡大配信しております。

※1 洪水情報とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

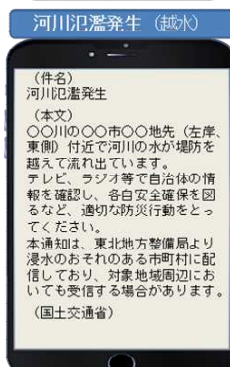
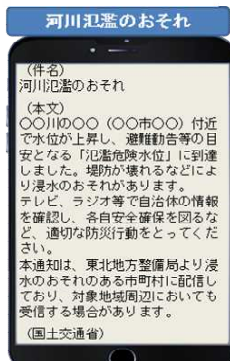
※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者から情報が配信される仕組みです。



## 洪水情報のプッシュ型配信イメージ

段階	配信する情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	河川氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受水区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	河川氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	配信対象河川の基準観測所の受水区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

## ○ 配信文案例



24

# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成30年5月1日から、配信対象エリアを国管理河川109水系市町村に拡大配信～

対象水系 対象河川	基準観測所	受持区間	配信エリア	現在の配信設定	
名取川水系 名取川	名取橋水位観測所 (仙台市太白区)	左岸： 仙台市名取川頭首工から海	宮城県 仙台市宮城野区 仙台市太白区 仙台市若林区	希望 希望 希望	
		右岸： 仙台市名取川頭首工から海	名取市	希望	
名取川水系 広瀬川	広瀬橋水位観測所 (仙台市若林区)	左岸： 仙台市広瀬橋から名取川合流点	宮城県 仙台市宮城野区 仙台市太白区	希望 希望 希望	
		右岸： 仙台市広瀬橋から名取川合流点	仙台市若林区	希望	
阿武隈川水系 阿武隈川（下流）	岩沼水位観測所 (宮城県岩沼市)	左岸： 岩沼市阿武隈橋から海	宮城県 亶理町 岩沼市	希望 希望 希望	
		右岸： 亶理町阿武隈橋から海	山元町 名取市	希望 希望	
阿武隈川水系 阿武隈川（下流）	笠松水位観測所 (宮城県角田市)	左岸： 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋	宮城県 丸森町 角田市	希望 希望 希望	
		右岸： 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋	柴田町 亶理町	希望 希望	
白石川		左岸： 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点	宮城県 岩沼市	希望	
		右岸： 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点	山元町 名取市	希望	
阿武隈川水系 阿武隈川（下流）	丸森水位観測所 (宮城県丸森町)	左岸： 福島・宮城県境から角田市枝野橋	宮城県 丸森町 角田市	希望 希望	
		右岸： 福島・宮城県境から角田市枝野橋			

## 水害リスクライン

国土交通省では、上流から下流まで連続的に、地先毎の洪水危険度を把握・表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進しています。

6時間先までの水位予測をご確認頂けますので、出水が予想される際に参考としてご活用ください。

**●水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示**  
左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示

観測時刻	観測水位	危険度
現在	3.64m	危険
予測 15:00	3.64+	危険
予測 16:00	3.65↑	危険
予測 17:00	3.64↑	危険
予測 18:00	3.64+	危険
予測 19:00	3.64+	危険
予測 20:00	3.64+	危険
予測 21:00	3.63↓	危険

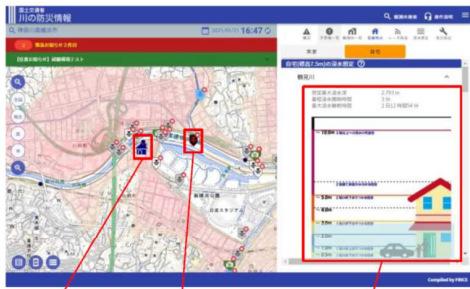
**6時間先までの水位予測が確認できます。**

水害リスクライン  
CCTVカメラ - 名取川橋右岸下流  
現況カメラ  
名取川水系 名取川右岸1. 8k  
カメラ画像 (ポップアップ)  
宮城県名取市関上 名取川橋

# 【参考】川の防災情報

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、河川カメラ画像などをリアルタイムで提供している「川の防災情報」ウェブサイトを、3月23日(火)に全面リニューアルし、大雨時に必要となる川の情報をより分かりやすく、見つけやすく提供します。

## 身近な地点の情報に簡単にアクセス



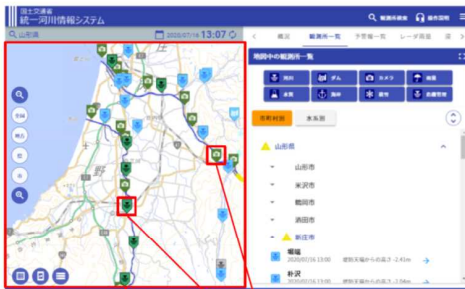
地点を登録

登録地点の浸水想定を表示

近隣の観測所を登録

自宅や職場などの場所(最大3箇所)や確認が必要な観測所などを登録し、トップ画面や地図画面などをカスタマイズして、必要な情報を速やかに確認できるようになります。

## 地図を操作して調べたい情報を検索



表示範囲の移動や拡大・縮小が容易にできる

観測所やカメラなどのアイコンを選択して情報を表示

地図画面をフルGIS化し、河川水位、洪水予報の発表状況、レーダ雨量、河川カメラ画像などのリアルタイム情報や、洪水浸水想定区域図などのリスク情報を1つの地図画面で表示できるようになります。

## 全国の洪水の危険度を一目で確認



トップページの一番上に全国の洪水予報などの発表状況を掲載

全国で発表されている洪水予報やダム放流の状況など、危険が高まっている河川を一目で把握できるようになります。

※ 画面構成は一部変更となる場合があります



※ 「川の防災情報」URL: <https://www.river.go.jp> (3月23日リニューアル)

※ テストページURL: <https://test2-www.river.go.jp>

各コンテンツのURLも3/23に変更となります(新URLはテストページURLから“test2-”を除いたものです)

27

# 【参考】水防に関するポータルサイト開設



自分や家族を守るための心がけ。



自ら守る

地域を守る、水防団の水防活動。



共に守る

水防演習映像アーカイブ



動画



このサイトでは、災害が発生した時の準備や行動を紹介するサイトです。

大雨や台風による水害が発生した時にどんな備えや準備をしなければならないか、実際の水害が発生した時にはどんな行動や対処方法を取るべきかを分かりやすくお伝えします。

また、水害時に活躍する水防団(消防団)の方々の平常時と非常時の活動や水害時に実施する水防工法も併せて紹介しています。

ぜひ、防災・減災活動にお役立てください。

ポータルサイトURL: <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/mizukaramamoru/suibo/index.html>

28

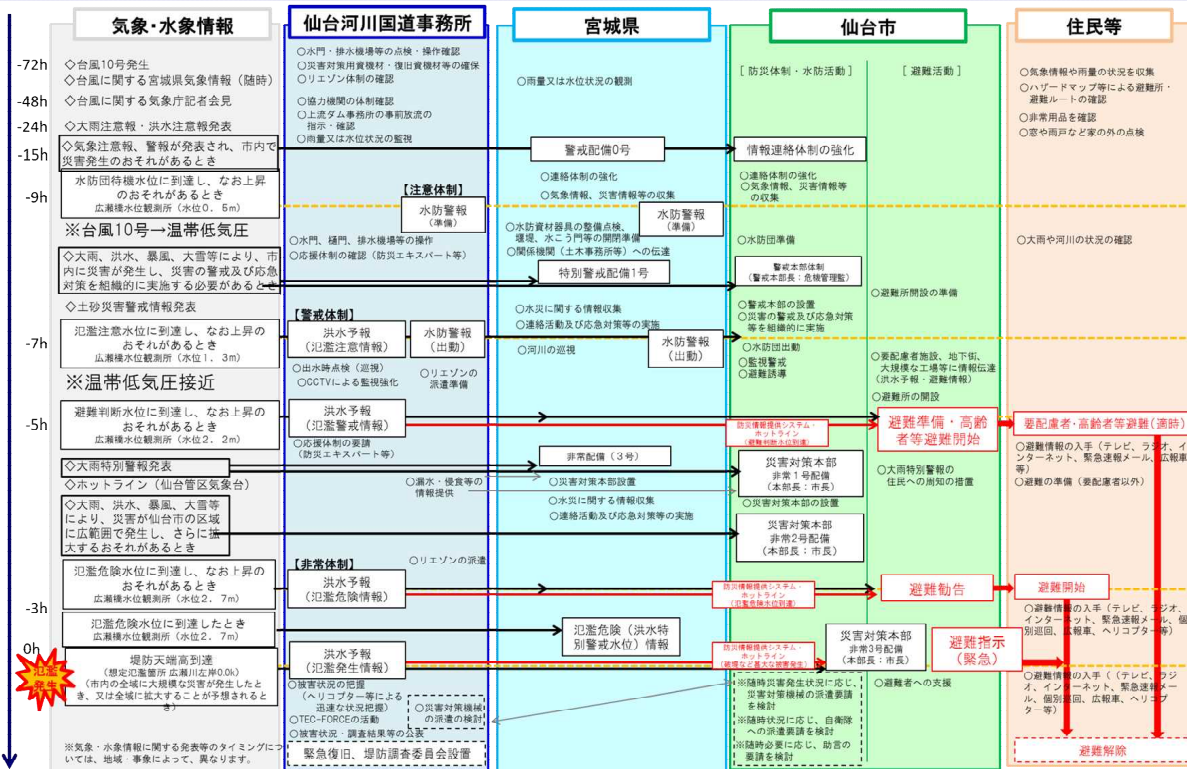
# 【参考】タイムラインの体制確認及び伝達内容向上

- 災害対策基本法改正に伴い、避難勧告、避難指示(緊急)から避難指示に一本化。
- このことから洪水タイムラインの見直しを順次実施。

## 【広瀬川(広瀬橋) 仙台市】

昭和61年8月5日台風10号の接近・上陸に伴う洪水を“参考対象”とした、直轄河川管理区間沿川市町村における避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

H29.10.26時点



※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。  
 ※時間は目安として記載、気象・水象及びその他の事項は想定で記載。気象及び災害の状況等によって仙台市の対応は変化し、順序も異なる。

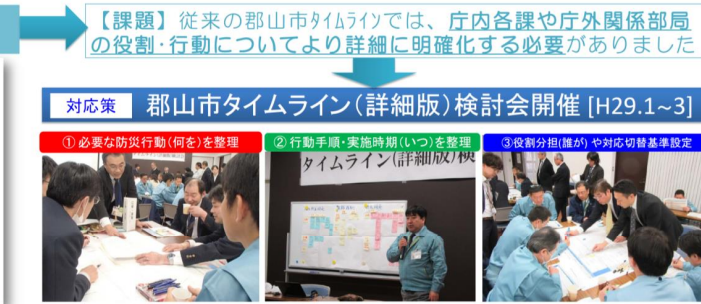
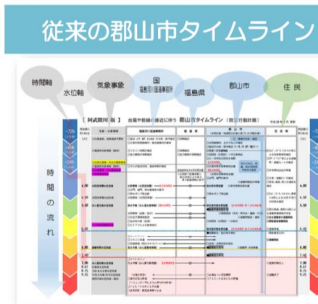
# 【事例紹介】タイムライン詳細版の作成

- 激甚化する水害に備え、平成28年2月に策定した「郡山市タイムライン」を基に、より詳細な防災行動計画となるよう、庁内外関係機関の役割等を明確化した「タイムライン(詳細版)試行案」を平成29年3月に策定。
- 運用結果を踏まえ、順次見直しを実施。

## タイムライン作成状況

従来

改善



- ### 見直し内容
- ①出水の段階に対応した組織の並べ替え
  - ②地区本部となる出先機関の行政センターの追加
  - ③陸上自衛隊や警察といった関係機関の追加
- また、過度に細分化された行動項目を統合。



今回、新たに策定したタイムライン(詳細版)(H29.3)

タイムライン(詳細版)に新たに加わった関係機関